



鳥取県公報

平成 29 年 12 月 5 日 (火)
第 8 9 5 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (741) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (742) (〃) 2
	指定居宅介護支援事業者の指定 (743) (東部福祉保健事務所) 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (744) (「山の日」大会推進課) 3
◇ 公 告	森林法による開発行為の許可 (中部総合事務所農林局) 3
	年少射撃資格の認定のための講習会の開催 (警察本部生活安全企画課) 3
◇ 調達公告	落札者の決定 (教育委員会事務局教育環境課) 4

告 示

鳥取県告示第741号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年12月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

介護予防支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防支援事業所の名称	介護予防支援事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 いずみの苑	米子市淀江町淀江 1075	米子市淀江地域包括支 援センター	米子市淀江町淀江1075	平成29年9月1 日

鳥取県告示第742号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年12月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
有限会社稲岡	西伯郡大山町 富長749-3	いな薬局	西伯郡大山町富 長749-3	居宅療養管理指 導	平成29年7 月31日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
有限会社稲岡	西伯郡大山町 富長749-3	いな薬局	西伯郡大山町富 長749-3	介護予防居宅療 養管理指導	平成29年7 月31日

鳥取県告示第743号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年12月5日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
一般社団法人ノーマライ ゼーションとっとり	居宅介護支援事業所 葵	鳥取市大覚寺77-56	平成29年12月1日

鳥取県告示第744号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年12月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
「とっつりの山」映像・写真パネル・冊子制作業務プロポーザル審査会	「とっつりの山」映像・写真パネル・冊子制作業務の受託者の選定に関する事項	平成29年12月5日から同月31日まで	「山の日」大会推進課

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成29年12月5日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者の 住所又は 主たる事 務所の所 在 地	開 発 行 為 を 行 う 土 地 の 所 在 地	開 発 行 為 の 目 的	土地の面積			開 発 行 為 の 工 期	開 発 行 為 の 許 可 年 月 日
				開 発 事 業 区 域 の 土 地 の 面 積	開 発 行 為 を し よ う と す る 森 林 の 土 地 の 面 積	開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積		
公益財団法人 鳥取県建設技 術センター 代表理事 山田 和成	倉吉市福 庭町二丁 目23	東伯郡 琴浦町 大字八 橋地内	建設残 土処分 地の造 成	8.1593 へ クター	7.5949 へ クター	3.4932 へ クター	平成29年 11月15日 から平成 32年3月 31日まで	平成29年 11月15日

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第9条の14第1項の規定により年少射撃資格の認定のための講習会を次のとおり開催する。

平成29年12月5日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 開催の日時及び場所

- (1) 開催日時 平成29年12月26日（火） 午前10時から午後3時まで
 (2) 開催場所 倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 4時間
 (2) 講習課目
 ア 空気銃の所持に関する法令
 イ 空気銃の使用の方法

4 考査

講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 9,700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 12 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年 12 月 5 日

鳥取県立鳥取工業高等学校長 上 原 正 樹

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県立鳥取工業高等学校パソコン実習室 2 及びパソコン実習室 3 パソコンほか一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成 29 年 11 月 17 日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社ソルコム鳥取支店
鳥取市岩吉 166-2 |
| 5 落 札 金 額 | 114,048,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成 29 年 10 月 3 日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立鳥取工業高等学校
鳥取市生山 111 |